



福岡医発第311号 (保)
平成15年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬 敏



通所リハビリテーション（通常規模）における人員基準について

本年4月1日実施の介護報酬改定において標記基準が別紙のとおり改正され、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が必要となりましたので、ご留意いただきますよう会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本年9月末日までは、経過措置で従来の基準でよいこととなっております。
- 2) 小規模の場合は、経験看護師でよいことになっています。

第八章 通所リハビリテーション

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

第八章 通所リハビリテーション

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）（病院又は診療所であるものに限る。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 医師 当該日の利用者の数が四十又はその端数を増すごとに一の医師を指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な数以上

二 理学療法士若しくは作業療法士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師（以下「経験看護師」という。）が一以上確保されること。

ロ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じてイに掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は看護職員が一以上確保されること。

ハ イ及びロの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者に理学療法士及び作業療法士が含まれない場合は、週に一日以上指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士を一以上置くこと。

改 正 後	改 正 前
2 <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあっては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</u> 一 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されること。</u> 二 <u>前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一人以上確保されること。</u>	三 <u>介護職員 当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数</u> 2 <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員の員数を、次に掲げる基準を満たすために必要な数以上とすることができる。</u> 一 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は経験看護師が一以上確保されること。</u> 二 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて前号に掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員が一以上確保されること。</u> 3 <u>指定通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設であるものに限る。）ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は、次のとおりとする。</u> 二 <u>医師</u> イ <u>当該介護老人保健施設の入所者の数（以下この号において「入所者の数」という。）が百に満たない場合であって、当該介護老人保健施設に常勤の医師が一以上置かれている場合 常勤換算方法で、利用者の数に入所者の数に百分の七十を乗じて得た数を加えて得た数から百を控除して得た数を二百で除して得た数以上となる員数</u> ロ <u>イに該当しない介護老人保健施設である場合 常勤換算方法で、利用者の数から入所者の数に百分の三十を乗じて得た数を控除して得た数を二百で除して得た数以上となる員数</u> 二 <u>理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で、利用者の数を百で除して得た数以上となる員数</u>

改 正 後	改 正 前
3 <u>第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。</u>	三 <u>看護職員又は介護職員（以下この条において「看護・介護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数以上</u> イ <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員が当該指定通所リハビリテーションの利用者の数が十又はその端数が増すごとに一以上確保されること。</u> ロ <u>イの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員に看護職員が含まれない場合は、看護職員を一以上置くこと。</u> 四 <u>支援相談員 常勤換算方法で、利用者の数を百で除して得た数以上となる員数</u> 4 <u>前項第一号、第二号及び第四号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</u> 5 <u>第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。</u> 6 <u>第一項第二号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に二十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいい、第二項第二号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいい、第三項第三号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u>
第三節 設備に関する基準 <u>（設備に関する基準）</u> 第百十二条 <u>指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限</u>	第三節 設備に関する基準 <u>（設備に関する基準）</u> 第百十二条 <u>指定通所リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、次の各号に掲げる指定通所リハビリテーション事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たす設備を有するほか、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。</u> 二 <u>病院又は診療所（前条第二項の適用を受</u>